

近世中後期地主制の展開と地域市場の形成(2)

——清水漆周辺村落の場合——

吉原健一郎

第二章 村落構造の変質と地主制の形成

第一節 一八世紀 質地証文よりみた地主制の形成

一 地主形成の全体的傾向

前章でみた一七〇一八世紀の年貢収奪の動向をふまえて、個々の村落の内部における土地集積の一般的特徴を検討し、ついで村落内部の状況に立入つて具体的様相をみてみたい。農民相互間に生ずる土地集積（移動）を一つの運動と考え、歴史的变化の所産としてみると、特殊な時点の耕地ないしは石高の所持のみをとりあげたのでは不充分

であることはいうまでもない。そこで問題はあるにしても地域的な土地移動の状況を知るために証文を対象に検討してみたい。それ以外には右のごとき状況をしめす史料を統一的に集計する事は困難だからである。大多数の史料所蔵者宅に残されている質地証文、借金証文の多量の存在はめずらしいことではないが、現在これらの史料を扱う方法は考えられていないといえよう。明治期に地券が発行され、土地移動が公認されるに至るまで、高請地の移動に関してみれば、質地による流地が移動の最も一般的な形態であった。領主にとつては、村落の維持のために質地関係が生ずることは認めざるを得ず、質地の形成そのものは、幕藩封

建社会に照應的な側面をもつてゐる。しかしこの質地が恒常に質流に結果するような状況が生ずる様になると、村落の維持そのものにも影響をおよぼすから、領主にとつては好ましくない状況として認識されよう。享保改革における“質流禁止令”（享保七年四月）とこの禁令の撤廃（同八年八月）とは、すでにこのような現象があらわれはじめていたことをしめす⁽¹⁾。しかし、質地契約がなされても、それが土地移動に結果するためには、年季が明け、上借などによつてさらに年季を増したのちかなりの期間が経過することになる。そこでもし質地証文が完全に保存されていると

仮定すれば、それは一定の年季を経て質流となつた結果その証文が残つたこととなり、請戻されたばあいにはその証文は返却ないしは処分されてしまつた筈である。個々の保存状態を確定し、その上でこれらの証文を検討すべきであるが、さしあたつて全体の傾向を知る手段として十家の証文の残存状況を表にしてみた（第15表）。

これでみると大別して一七世紀中期から一八世紀後期にかけて証文を残す型（分類A）、一八世紀に入り証文を残し幕末にかけて集積していく型（分類B）の二つの系譜の存在が確認できる（ただしこの数は取得した証文数であつて、他

へ出した証文が返却され残つてゐるのは含まない）。AとBを比較してみるとAには借用金証文（書入証文を含む）は少なく、Bには多い。つまりBのばあいの方が短期の借金によるものが多いといえる。それは時期的な問題でもあり、幕末に近づくにつれこの傾向が強まつてゐる。

庵原、原村の草ヶ谷氏を除く他の九氏は、いずれも一八世紀に入つてからの証文が多く、しかも二つの異なるタイプをしめすのである（草ヶ谷氏のばあいには山間の高請されていない土地を含んでおり、その為元禄以前の証文が多い）。このことは、

(1) 村落支配の特殊性を捨象したばあい、地域的な地主の形成過程には一般的な特徴がみいだせるといえよう。これは前章でみた、年貢の変化から導き出された結論と関連させて考えて見る必要がある。

(2) 一八世紀の特色として領主は一定の質地関係の存在を前提として、村落を維持せんとしそこにおいて「安定的」な年貢収奪を意図した。その結果上述Aのような質地関係を進展させた。農民の側からみれば、質地関係をつうじて自己の再生産をおこなわざるを得ないというすぐれ、幕藩封建社会的な段階に到達した。

(3)

したがつてAのタイプの地主は一八世紀の領主支配のあり方、それを規制している村落構造のあり方の中から照応的に形成されて來たのであって、これが直接領主支配の解体過程とは結びつかない。つまり年貢の相対的に平均化した収奪が可能となるためには、生産力の上昇という側面を考慮に入れねばならぬ事は勿論であるが、それも「村方地主」を中心としたものであり、質地関係の進展、農民階層の分化を結果するのみならず、それを前提条件としている。

(4) これにたいし、Bのタイプの形成は、一応Aのタイプの存在を前提とし、それとは異なる系譜によって成り立っている（例えば伊左布村の乾氏と川端氏、辻村の長阪両氏のばあい）。この型の地主層が形成されるには、(3)とは異なる条件の一般的存在を考えねばならない。これらの地主が成立をはじめる初期（一八世紀）の証文にはやはり質地証文の比率が大である。しかし一九世紀に入るや書入証文等の借金証文の残存比率が大となる。

以上の現象からBグループの地主の形成期こそが新たな

農村構造の変化（封建的支配に照応しない村落内部の構造変化）が生じつつある時期ではないかと仮定しうる（この期の幕府の対応策が寛政改革であろう）。勿論この時期にもAグループの地主は依然として存在しているわけであるが、土地拡大へむかうよりも別の形態での存続を余儀なくされ、一部は没落せざるを得ない。村によつては自己の村役人としての特権を維持していくという受動的側面をつよめる。これに比してBグループの地主はAの型と対抗する点でもち、結果的には自己を村役人層として特権化させる点でAの型と似た方向を辿りつつも、より高利貸的、商業前貸資本的性格をもち、投機性もつよいと予想される。このことは商業資本の農村への浸透、農村内部における地主の商業資本化という、うらはらの関係が客観的条件として存在していることによるが以下具体的に検討したい。この際にも形成された地主の存在条件によつて大別二つの方向が予測される。すなわち一村落としてみた時、他村の地主ないしは商業資本によつて侵蝕されるばあいとその逆とである。まず前者の例を有渡郡長崎村の望月氏にみてみよう。

二 長崎村望月氏の地主化

地主の形成を村落構造の変化との関連でみていくのであるが、そのまえに長崎村の支配の変遷と村落の特徴を記しておきたい。

長崎村は巴川のやや南にあたり、北流する草薙川によつて作られた扇状地が巴川に接する地点にある。安永四年（一七七五）七月に作成された。「駿州有渡郡長崎村差出明細帳」によれば、扇状地の故であろうが用水は巴川によらず南方の溜池（姫ヶ池と呼ばれる）に依存している。また、「薪林取山」は北方へ三里余の龍爪山麓にある長尾村へ入会となつていた。駿府へは二里半、江尻宿へは三五町の距離にあつた。

寛文三年（一六六三）旗本青山壱岐守が駿府城番となつた際、駿河国に千石の知行を与えられ、以後安永四年（一七七五）青山忠義が所領没収となるまで青山氏の所領であつた⁽³⁾。以後天領に編入され安永七年（一七七八）旗本秋山安房守と酒井大内記の二給地となつた。秋山知行地は七四・八九八五石、酒井知行地は三三八・二三四五石であつた。ここでは酒井知行地を主としてとりあげるが、これと二給地になる前の長崎村全体との対比をみると第16表のよ

うになる。これにより畠の比率の小さい村であることがわかる。安永四年に見取新田一三石があるが、そのうち一〇石余が酒井知行地に高入（安永五年）となつてている。

この酒井領の作付規模別の構成をみたのが第17表である。この場合秋山知行地は含まれていないので、大体の傾向を知ることしかできないが、一反未満層が全体の五割である二四戸となつていてことからも階層分化の一端を知ることができよう。五反未満層は一割を占め五反以上一町未満層は一二・五%、一町以上層は一六・七%となつていて。しかも一町以上層の所持反別の比率は六七・九%であつて平均一戸につき一町六畝余であり、一反未満層は平均一戸につき三畝余である。五反未満層の所持反別の比率は一四・八%にすぎない。さらに秋山知行地を考慮してもこの傾向はほんかわらないのではないか。ここに取上げる望月氏は一町八反余を所持しているが、これを石高に換算すると二一石余となる。安永七年（一七七八）のこの様な状況はすでに進行している土地集積の再編成をしめしている筈であるが、その実例として望月氏の質地地主化をみてみたい。

の「所持高反別坪附覚帳」によつて、質地証文の確定の上で土地移動の状況をみたものである。この坪附帳は享保以降の土地質入の内容を書上げてあり、質入の時期、小字名、石高、散田米高、代金、上借金額とその年次、売主などを記したものである。これにもとづいて、質地証文によつて移動の時期を確認し、上借証文によつて年季の延長質流の時期などを確認した。年季明による譲渡証文、小作証文を残しているものもある。さらに請戻されたと記入されているものもあり、これは集計の都合上請戻されたもので記入されていないものは判別がつかないので、明確なもののみ省いた。したがつてここに掲げた件数はややひかえめのものであるが、絶対量の検討よりも変化に重点をおいてみることにする。

望月氏の質地による土地集積のはじめは、現在判明しているものでは享保十二年（一七二七）の文左衛門がその持地を質入したことによ⁽⁴⁾る。その後は全件数でみると一七四年から一〇年間に六件、五一年から一〇年間に六件と土地になる質地はさほど多くない。六〇年代に一〇件を越えるが、以後年平均一件前後である。しかしこれは、直接望月に宛てての移動ではないものも含まれている。全件数八

九件のうち六〇件が直接望月氏に宛てて出された質地である。一七八一年以降は件数のみならず高、金額、散田米共に増大しており件数に比してその額は大となる。この時期はいわゆる天明期以降であり、地域的にみても質入証文の増加の時期に合致していることはすでにみた（第15表参考）。とくに伊佐布村川端氏、山原村吉川氏、鳥坂村水上氏の例）。またこの村の特殊事情としては、安永七年に二ヶ給地となつて以後の時期である。幕末期を含めて村内において五〇石余の散田米を獲得する成長をしめす（勿論このばかり、望月氏が分家に譲つたものや、一定の時期にこれらの土地を他へ借金の担保として入れることもあるが、これらは全て捨象して考えている）。

この成長の上に望月氏は村役人の地位を得て行く。すでに宝暦の頃当主平八郎（平八）が組頭となつている。⁽⁵⁾以後しばらくの間は、村役人として史料で確認することがなく、天明七年（一七八七）に至り次代定右衛門が酒井知行所の組頭であつた。

右の質地は質入年代によつて表にしたのであるが、その証文の年季明で即時に望月氏の所有に帰するわけではなく

く、何回かの書換ののち流地となるのが多かった。前記坪附帳と上借証文との関連をみて、流地となつた時期を調べてみると第19表のごとくである。これは、前表の六〇件のうち、年季の判明するもの五六件をとりあげたものである。年季は七年のものが多く(三八点)、残余は一〇年、五年、八年などであった。また上借して証文を書換えた場合、その期限が切れて流地となるものも多いが、なかには三回上借をおこない、三十年以上を経過するものもある。

よつて質入件数のピークである一七八〇年代に比して、流地のピークは九〇年代であり、全体としては一七八一〜一八二〇年の四〇年間に三五件の質流地があり全件数の六割強にある。この村ではこの時期に望月氏を中心とした土地移動が進行したとみてよいであろう。

例えば望月定右衛門が組頭であった寛政三年(一七九二)に元組頭であった勘兵衛が隣村の一里山村源四郎に土地を質入している。ところが年季明の享和二年(一八〇二)にはこの土地が源四郎から平八に質入されている。さらに寛政十年(一七九八)には、秋山知行地の相給名主佐次右衛門が質地として金四両の借用をおこなっている。酒井知行地名主喜平衛も文政一年(一八一八)、平八宛の質地

証文を出している。平八は享和一年(一八〇二)に定右衛門の跡をついで当主となつていた。

以上質地の件数、流地による占有権の移動の状態をみたのであるが、一八世紀〜一九世紀にかけての四〇年程が望月氏にとつては、占有権が移動していく時期であった。その際前記第18表でみたように直接望月氏の手中に帰するのではなく、一度他の地主の手にわたつたものがのちに望月氏のものとなつたものが約三分の一、二九件存在していたことが注目される。この場合坪附帳には「売主」と「元地主」とが併記されている。この「地主」は高請人(本百姓)であろう。「元地主」がそのまま小作をおこなつているもの(直小作)には、「今〇〇」と記されている。このことからも望月氏の質地の内容には、本百姓相互間の質地だけでなく、すでに質地関係を生じていた先のAグループの地主が形成されていた時期の地主の質地も含まれていることがわかる。分化しつつある下層農民の土地を対象とするばかりでなく、これら村役人層の土地をも質地とする対抗的な側面をもつていたことは先の名主の例にもみられたごとくであった。

このような状況が生みだされる原因としては、村落共同体の再生産構造の破綻の側面から次の二点が指摘されよう。⁽⁷⁾ その一は村役人層が年貢のみならず各種の村落負担費用を下層農民に転嫁しえない状況の存在である。そのことは名実ともに村落の中心的存在として農村の流通、生産の要であった存在から、他の新興層への依存を強めねばならなくなつたことによる。その二は右のごとき内的変化を余儀なくされた一部村役人層の財政的破綻によるもので、これは旗本知行地の場合には特に顕著な現象となると思われる。その際、村落共同体の要として貨幣需要に応えなければならない。ここに一方では上昇する条件が存するとともに、他方この様な貨幣金融関係のなかに圧殺され没落する条件も存するわけである。このことは新興の地主においても同様であつて、ひとたび村役人として登場するや右の条件に加えて、農民層の抵抗をうけ失脚する可能性をもつ。この点を長崎村の例をつうじて検討してみることとする。

第二節 文政期長崎村の構造変化

一 幕府貸付金政策と長崎村の例

寛政以降村落内部に質地関係をめぐつて変化が生ずるこ

とは前節でみたごとくであるが、これにより村落の再生産が不可能となり、また領主の金子調達の要求のなかで、「村財政」が危機に陥る過程を以下にみていただきたい。
また幕府の遠国奉行による貸付金政策はこの期に多く始まり、これを農村に投下することによって、疲弊した村落の救助を名目にしてそれよりの収奪を意図したことも注目される⁽⁸⁾。そこでまず貸付金の状態を幕政との関連でこの地域においてみてみたい。

竹内氏の集計によれば、東海地方（他にこの地域を総称する言葉がみあたらないのでこの用語をつかう）は、江戸周辺、畿内周辺について第三位の多額投資地域であった。このことは序章でみたごとく旗本知行地の比率が大であることにと関係があろう。天保十三年には遠国奉行の扱いである総額約六九万五千両のうち約一九万五千両と一八%が駿府町奉行の管理になつていた⁽⁹⁾。この貸付開始は安永一年（一七七二）以後とされている。さらに遠国代官の貸付額は約六五万七千両であるが、遠江中泉代官約六万八千両、駿府紺屋町代官約五万一千両、計一万九千両がこの地域に投下された。これは全体の一八%にあたる。竹内氏によればこの貸付金は寛政末から文化年間の一七年間に、一挙に二倍近

くの額が投下されたとされている。この時期に長崎村でも周辺村落とともにこれを貸りており、しかも貸付高が全体として停滞傾向をしめすとされる文政期に、貸付金返済を契機として村方「騒動」がおきるのである。その前提として当時秋山知行所長崎村の名主平左衛門（平八の別家である）が、地域内の金融関係にどのような組込まれ方をしていたか指摘しておきたい。その第一として駿府（府中）などの都市商人との関係がある。例えば文化十二年には秋山勝手入用として、所領の米切手を質物に金八〇両を借用している。この相手は駿府馬場町の岩本屋という町人であつた⁽¹⁾。このような関係は、平左衛門が秋山知行所の割元名主であつたため平垣村松永安兵衛、沼津鈴木文助などとの間にも存在した。また駿府足名屋幸三郎という肥料商人も同様であった。

第二に駿府商人、周辺村落村役人、商人などとの間での講による金融がある。これも年貢米の払米などと関連するもので第一のばあいと似ている。これには（イ）近村大内村名主源三郎一〇〇両講といった村役人同士のもの、（ロ）庵原西方村（小林）嘉七、伊佐布村（中嶋）利介といつた農民と先の足名屋、野崎彦左衛門、宝泰寺門前町

（大石）孫兵衛といった駿府商人とによる二〇〇両講などがあつた。

第三が先の幕府貸付金であつた。それには駿府のみならず中泉代官所の貸付金もあつた。このような私領に投下された貸付金は「幕府自身の財政的基礎」としての御料農村の分解を阻止し「大名・旗本領の農村が、公金貸付によつていくら分解が促進されようとも、御料農村へ再分配する利金獲得のためにはやむをえない」という、幕府のエゴイズム⁽¹²⁾であつた⁽¹³⁾。しかし、このような「エゴイズム」もそれが順調に回転すればの話であつて、簡単に貫徹するものではないことは言う迄もない。また旗本知行所の村落が解体の危機に瀕すれば、天領農村にも影響を与え、ひいては幕府支配の困難さに結果するのは当然のメカニズムであろう。酒井知行所においても右のごとき金融の困難により貸付金が投下される客観的条件が存在していたのであろう。寛政三年（一七九二）に、酒井知行所の七ヶ村（有渡郡では長崎村、谷田村、毫里山村、中ノ郷村、長崎新田村、庵原郡では能島村、大内村）が駿府代官所より一〇〇両を借りうけていた。さらにこの一二〇〇両を寛政八年（一七九六）に借戻したいとし、「當田方殊外作違二而御年貢上納物引当之金子此

節ニ相成間違差支村々百姓共難義至極仕候ニ付右御借戻之

御願式百両之外ニ猶又新御拝借式百両御貸附被下置候様奉
願上候……」とさらに二〇〇両の拝借を願いでて^[13]いる。

他方秋山修理知行所でも同様の事態が生じていた。この時
の名主は平左衛門であり、望月平八の親類であつた。文

化十三年（一八一六）の借金証文によれば、割元名主で

あつた平左衛門が駿府馬場町岩本徳右衛門に翌月の十二月
十四日期限で八〇両の借金をしている（この時証人は佐次右
衛門、百姓代又七。前名主の佐次右衛門は組頭であつた）。

ところが前年の文化十二年にも平左衛門は駿府紺屋町役
所の貸付金二〇〇両を借用しており、これが村方「騒動」
の発端になつたのであつた。

文政六年の「取替申一札之事」によれば、

「去ル亥年暮

駿府紺屋町御役所

一金式百両

御拝借金四ヶ村拝借金之内

平左衛門内借仕候

内

金四拾両

金三拾両

子年暮元金御上納仕候

同年利足返上納仕候

メ金七拾両

子年元利御上納仕候

差引

残金百六拾両也 但シ残元金也」

とあり、利足は年一割五分であった。幕府貸付金はすでに
大きな比重をもつて存在しており、それがまた、左のごと
く返済不能となつてゐる。

二 長崎村における村方「騒動」

事件の経過を望月氏所蔵史料によつて概略的に追つてみ
ると、文化十一年年（一八一五）秋山知行所名主平左衛門
は、酒井知行所四ヶ村（大内村、能嶋村、長崎新田、長崎村）
の村役人が駿府紺屋町代官よりの貸付金のうち二〇〇両を
また借りした。ところが翌年元利金を支払つたが（右記史
料参照）、翌々年文化十四年には支払えず家出してしまつ
た。

訴訟側の四ヶ村村役人は文政六年に平八を相手どり次の
ごとく申立てた。

(1) 残金一六〇両の担保であつた平左衛門所持地三二石
九斗余の田地のうち、秋山分を除く越石分三二石余を
流地にした。ところが平八が親類であるというのでこ

の地を小作させていたところ、駿府四つ足町の町人

足名屋幸三郎にたいし、押借金支払とふりかえに譲ることとし、この旨役所に願い出た。¹⁵⁾

(2) ところが、文政四年（一八二二）に至り、代官所より不許可の申渡しがあり、幸三郎に返済金額の差金、作徳の返却を求めたところすでに平八方へ返却済とのことであつた。平八にかけあつた所、文政五年正月に至り米一二俵（四斗入）のみ返済し以後何の返答もない。

というのであつた（以上文政六年二月願書）。

文政五年十二月二十一日の夜、小前一同四〇人程が集まり、「二味連判」した所、平八の親類である平四郎、栄助、常右衛門、組頭太郎右衛門の四名は拒否したので村八分とした。

さらに十二月八日、晦日の二回にわたり夜平八方まで押入り、翌年正月一日、三日にも踏込み昼夜にわたり強談した（以上文政六年二月「差出し申一札之事」による）。

これにたいし二月、平八は小前のうち面立四人（紋右衛門、太兵衛、清兵衛、治八）を相手どり、地頭所に訴え出た

が、これによれば、

(1) 平左衛門家出の際、家屋敷は地頭所取上となつたが歎願し親類へ引渡された。また平左衛門所持地高一九石余の処置は、貸付金の担保となつており談合がまとまらないので平八が引請、作付し返済金は平八方にておこなうことになっている。

(2) ところが「右高拾九余惣作ニ取賄致度旨小前凡四拾人程申合一味連判取之」り、平八とその親類らを村八分とし、名主など「面立候者地所望有之自然与小前之者江致荷膽候義与甚々以歎ケ敷」次第である。

(3) つまり惣作を要求しているのは「小前之外面立地所取賄望之者有之候意味合ニ相見江候得共表立右躰之意味合押隠小前之者江致教諭一統為騒立」た者達がいた。

としている。¹⁶⁾

以上の経過から判明することは、まず第一に新興の地主である平八の別家平左衛門が欠所となるに及び、村内（両給）の農民達は平八に不満をもち、その結果小前四〇人程が平八の家に押入ったわけである。

第二にこの時の要求の主要な点は、この担保地を惣作に

したいというのであり、しかも「面立候者地所望有之」と村役人も含む村落上層農民の要求も含まれていた。このことは既述の質地関係再編成による上層農民の土地喪失の状況を裏書しているものといえよう。ここにおいて地主にたいし、小作関係を再生産されつつ貧窮化していく下層農民と、没落しつつある上層農民とが奇しくも共同戦線をはつたといえよう。

第三にこの小前層の存在形態が問題となる。平八にたいする反感の根底にあるものは、前節においてみたごとく、質地関係の展開、解消にともなう土地請求権を失った小前の状況があつた。

第四に注目さるべきは、この事柄に駿府の町人が介在していることである。先の馬場町の岩本屋徳右衛門といい、この一件の足名屋幸三郎といい何らかのかたちで農村と關係を持ちつつ次第に農村内部に侵入し、高利貸的な方策によつて村落より利潤を生みだそうとしている。特に作徳米を目途としていることは注目に値することである。

以上この村方「騒動」の経過から四点の問題をみたわけであるが、さらに領主支配との関連においてこの結末を見てみたい。

この訴状が平八から提出された翌三月の下旬になつて近村の旗本大久保知行所瀬名川村の久右衛門が仲介に入り、一応結着がついた。¹⁷⁾組頭平八、太郎右衛門から名主、百姓代にあてて、(1)高一九石余のうち一石五斗地は村方勘兵衛に請戻す。¹⁸⁾(2)その他の土地は、この年から平八と太郎右衛門で取賄う。その作徳米代金によって拝借金を上納する。四ヶ年後上納がおわれば平八方へ返却されるが、上納が

滞つた時はこの田地を売却しても上納する。(3)すでに足名屋幸三郎がだした取替金三四両二分は借用金として、作徳米三ヶ年分を付送ることとする。という内容の取替証文がだされた。また評定の結果を地頭所へも済口証文として提出している。

しかし後に述べるごとく結末は規定書のとおりには進行していない。

他方小前からは翌四月に百姓代与五右衛門を筆頭として平八に詫書がだされ、また「長崎村重立の内」として惣代以下村役人等三名、秋山知行所の四名の連名により同様証書がだされた。

ここにおいて平八はさらに追願し(五月)、秋山知行所名主佐次右衛門(平左衛門の跡役)他三人を相手どり秋山修めてみたい。

理にたいし吟味するよう訴えている。孤立的状況にあつて平八が以上のごとく発言権をもつてゐる事は重要である。このことから平八が領主との結合を深めていることが考えられる。また小前層と「重立」層が連合したとはいへ、両者には一定の矛盾も存在していたことをしめす。農民の一部が領主との結合による自己の上昇をはかつていたことは次の史料によつて明らかであろう。

「相渡申下知書之事

一金五拾両也

右者御勝手御入用金長崎村組頭平八出金請取申処實正也當未ノ十一月中御収納米代金之内を以不及同元

利共返済相渡可申候依之下知書相渡申所仍而如件

文政六末年六月

並木岐惣兵衛

井田平兵衛

長崎新田

年番割元

名主甚五兵衛方

この文書から領主は借用金の返済を収納米でおこなつてゐたことがわかる。この様な方法で村役人の一部が領主との

文政七年（一八二四）十月に酒井知行所八カ村の小前惣代二人は、八カ村名主にたいしつぎのごとき要求をだしている。

「差上申取極一札之事

一此度御検見付多分之御取増被 仰付候處村々難渋

仕數度御出役様方へ御慈悲之御用捨御願申吳候様小

前一同相談之處村々御役人中様江押而御願申上候万

一右御願御取上無御座候ハ、小前一同江戸、御屋鋪様迄も願出可申候八ヶ村一同取極候故者其節三至違背

申村方一切無御座候依之村々一同連印仕一札差上申候仍而如件

として酒井知行所の小前が連帶で検見用捨を要求してい

関係を強めていくが、同時に既存の役人との間に対立も生じている。この年平八は総額八〇両の金子を調達した。ところがこの一部を右の史料にある年番割元甚五兵衛が差押えてしまい収納米を引渡さないというのである。^[19]このように対立する諸矛盾によつて新興の地主といえども簡単には上昇できない。この根底には、負担を転嫁され踏み台にされようとする小前層の抵抗があり、しかも村落をこえた結合も生じていた。

る。草薙村の例によつてこの間の事情をみてみよう（前掲第8表参照）。ここでは定免施行以後大幅な有高の増加が、寛政十二年（一八〇〇）～文化四年（一八〇七）の間と、文化十三年（一八一六）にあり、両者で七石の増加をみている。年貢高も一・五石程増加しており、文政期にも酒井知行所にこのような「取増」の方向があつたのは当然である。小前の右のごとき抵抗によつてその意図が貫徹しなかつたことは明らかである（第8表で文政期に定免の引上がなされていないことによる）。

さきの貸付金返済の状況は順調ではなかつたようである。年次は不明であるが一旦平八らが賄地として一九石余の土地を預かっていたものが、内九石余は村賄分として名主がその管理にあたつていた。この間名主喜兵衛が返済金三〇両余を引負つてしまい村高へ弁納割合とするかどうかの問題がおこつた⁽²⁰⁾。天保五年（一八三四）三月廿四日には出役並木岐惣兵衛から名主となつてゐた望月定右衛門（平八の跡をついだ当主）にたいし書簡がだされている。これによると酒井知行所で借りた貸付金の元利を調査し、その結果を至急報告せよといふものである。さらに十一月六日にも同じく書簡にて「貴八ヶ村ニ而押借罷在候紺屋町御役所

御貸附金之儀返納方略敷被仰渡候處時分柄ニ付金子出来兼候ニ付御日延相願候處御聞済無之依之淺田屋清右衛門江懸合候處江戸御屋敷等之添翰を以願立候ハ、日延茂叶ひ尚又向後之手続ニ茂可相成段申聞候ニ付一同願書を以申立候趣則及言上候處御聞届之上添翰壹封差遣候間宜御取斗可申候」として返済困難により日延願をつづけていたようである。この場合地頭所の添翰があれば日延の許可がおりるとの記述があり、領主も返済の連帶責任を負わされていたようである。ところが天保十三年三月にいたり主法替となり、元利金の返済は三五ヵ年賦となつた⁽²¹⁾。しかしこれを割にされては困るという小前の要求があり「左候ヘハ村高一同難渋之儀ニ付定右衛門殿へ相頼人前書質地之内高式石五斗地他へ年季質入ニ致し」この代金でさしあたり引負金を上納することとなつた。そしてこの二石五斗地は年季明ののちは定右衛門が買い戻すと勝手であるとした。残余の六石余の土地は「村方ニ而夫々割合持」とし三五ヵ年賦で元金八〇両としその利足を上納し、その後「右田地夫々賄人之名田ニ可致筈」との規定書がかわされ、村内二〇名の小前にわりあてられた。

これによつて平左衛門の欠落にともなう農民の「惣作」

の要求は、その一部を定石衛門に返却しないという成果をあげたかにみえる。しかしそのことは同時に「公金質地」を小前層がうけ負うこととなり、いわば「公金」を媒介とする地主小作関係をもたらした。ただその年季が三五年という長期間であるという点が農民相互間の関係とことなるのみである。

第三節 山原村の階層分化と地主の金融支配

一 八世紀山原村の村落構造

山原村は旗本大久保氏の知行地であることはすでにみた。大久保氏は寛永十年（一六三三）忠成（四郎左衛門、玄蕃頭）のとき駿府城代となつた。その際駿河国庵原、益津兩郡に五千石（内二千石は増加の分）を与えられ、さらに二代のちの忠兼のとき、元禄十年に武藏国五〇〇石、同十五年上総国五〇〇石の新恩あり合計六千七〇〇石となつた。享保十三年忠兼の二代後忠郷のとき弟に七〇〇石を分ち以後六千石であつた。²³⁾よつて支配地の中心は寛永以降一貫して駿河国にあり、駿府の陣屋がその中心であつた。

山原村の特徴としては、先の長崎村とことなり庵原郡西部の山岳地帯に接した山麓にあることであろう。この村の

石盛はこの地域では比較的高く、上田一五、中田一三、下田一〇、屋敷一〇となつており畑地は八、七、五であつた。長崎村はすでにみたが（第16表）、上田一四であつた。他の村も畑地はほぼ八、七、五ないし八、六、五であるが、渋川村、北脇新田村、吉川新田村など巴川の水損をうけ易い地域では上田一二三が多く、東海道沿いの扇状地にある草雉村、谷田村、中吉田村などでは上田一四であつた。²³⁾

天保十一年（一八四〇）五月の書上帳から時期的制約の少ない事柄を選びだしてみると、²⁴⁾

「一私共村方者御相給無御座候当村之義者南北江長く東西北の方ニ山を受南ノ方耕地ニ御座候」

「一農業之間ニ者草薙溜置干草仕又者柴焚木を取宿場江荷出売払等仕候」

一御年貢津出し府中迄通法三里余御座候

一当村名奥津宿迄毫里半余助郷役勤仕候江尻宿迄者毫里程御座候

一当村名奥津宿迄毫里半余助郷役勤仕候江尻宿迄者毫里當村用水之義者村上谷沢名水ヲ取用水ニ仕候

一田方作リ物之義者一作ニ御座候

一畠方作物之義者兩作ニ御座候

一百姓平生喰物者麦懸米稗專一二相用申候此内江干菜等相交相用申候」

とあってこの村の大体の様子がつかめる。現金収入の途として柴焚木を江尻宿に売払つてゐるが、この外山地に油桐を栽培してゐた。このことは書上帳にはのつてない。田方は裏作がないが、散見する史料によつて全体として米一作のようである。

一八世紀後半期の概況は天明四年（一七八四）の「御公用并村用儀留帳」によつて一年間の動きではあるが知ることができる。最も注目されるることは、やはり村落の維持にともなう金融関係の存在である。この村では領主への御用金を負担できる程の農民がこの期には存在していなかつた。正月八日の項に「一、同日下ノ村山原被召出御家老様

三月廿一日には「御拝借貸金才覚ニ付江尻万屋江龍越申込候」とある。これは小前にたいし金子を領主が貸付けており、しかもその金子は江尻の町人から借りうけたと解釈しうる。その夜「御拝借小前貸付相談ニ付組頭中出会」しており、「村中打寄セ御拝借百石ニ付金武両式分之割合貸付」とあり、翌九日には「一庵原村山梨江押切同九日候旨被仰付候」とあり、翌九日には「一庵原村山梨江押切村共ニ三人罷越右御用金相願則山梨氏御挨拶之通り下ノ村合早速役所へ申上候」と正月早々に地頭所御用金について村役人が奔走している。この山梨とは庵原西方村の地主山梨平四郎であり酒造業を営んでいたといわれる。また柴田権左衛門も右のごとき関係をもつていたが、やはり庵原の

商人、地主であつた。この地域での豪農ともいえるこの山梨、柴田両氏を検討する史料的裏づけがないのであるが、柴田のばあいは「中世から市域に住んでいた村役人の家柄ではなくまつたくの精農家の新興階級であり、さらに炭、薪等の農間稼ぎをかねるにおよんで田畠高七、八百石余に上る土地を集積した」といわれる程であつた。ここではその詳細を検討できないので事実問題としては、このような村落外の豪農、商の存在とそれに依存している山原村の状況を指摘しておく。

三月廿一日には「御拝借貸金才覚ニ付江尻万屋江龍越申込候」とある。これは小前にたいし金子を領主が貸付けており、しかもその金子は江尻の町人から借りうけたと解釈しうる。その夜「御拝借小前貸付相談ニ付組頭中出会」しており、「村中打寄セ御拝借百石ニ付金武両式分之割合貸付」とあり、翌九日には「一庵原村山梨江押切同九日候旨被仰付候」とあり、翌九日には「一庵原村山梨江押切村共ニ三人罷越右御用金相願則山梨氏御挨拶之通り下ノ村合早速役所へ申上候」と正月早々に地頭所御用金について村役人が奔走している。この山梨とは庵原西方村の地主山梨平四郎であり酒造業を営んでいたといわれる。また柴田権左衛門も右のごとき関係をもつていたが、やはり庵原の

日と山梨宛に出米しているが、この間九月十七日には「米升目切レ廻シ無之由ニ付山梨江庄屋龍越候處不足分さし米致し候被申候」とあり領主との関係のごとくであつた。

このような関係が安永五年（一七七六）～天明二年（一七八二）の七年間にわたつて量的に把握できる。第20表の1と2がこれである²⁶。これは村役人から陣屋出役の関口八郎左衛門に差出したものの写である。(1)をみればこの村の年貢米のうち三分の二以上が年々庵原の山梨平四郎と柴田権右衛門の手中に帰していることがわかる。また安永五年、天明初年には駿府安部町の彦左衛門も若干の米を入手している。この山梨・柴田の兩人は御用達商人としての側面をももつていたようである。先の留帳の十月十日の項に「庵原柴田ニ而江戸廻五メ炭式百俵相頼候段并山梨三而半切紙式千枚相頼候旨御役所令昨九日被仰付則庵原江龍越右之趣申達候」「同人庵原江龍越炭之義柴田江相頼并山梨今半紙式包請取申候」とあるのがそれである。山梨氏は酒造業を営んでいたから年貢米の一部は酒造米に充てられたと思われるが、柴田氏のばあいには売払われたと考えられる。以上の残余がいわゆる払米であつた（第20表2）。これらは所相場によつて駿府商人に売却されている。

右の山梨、柴田氏などは、私の分類によれば、いずれも早期に土地集積をなしたAのグループに入るのである。したがつて山原村においてはこのような村外の地主・商人が介在している状況の中からBのグループの地主が出てくる。そこでこの時期の農民階層の状態をみてみたい。第21表は一八世紀後半～一九世紀初頭の階層区分である。天明四年にすでに四〇石以上の所持高の農民があり、これが吉川文右衛門であった（四三九七六二石）。村役人では名主文治が一九・八〇二六石、組頭清藏が二二・六九六九石、同守八一四・三八六石であつた。吉川氏の成長は一七八〇年代から九〇年代にかけてであつたと思われ、この期の質地証文が四四件のうち三七件存在していることがそれをしめしている（第15表参照）。享和以降は借金証文の比重が急速に大となる。下層農民は一石未満層一四名の存在があり、これは全体の四〇%にあたつていて。この他に漬百姓によつて生じた「惣作地」が三一・八八五石もあり、これは分与され耕作されていた。さらに庵原村平四郎の入作分が畠五・〇六三石、田三〇・三二〇石あり合計三五・三七三石であつた。しかも平四郎分村賄の田一三・〇三三石をあわせると四八・四〇八石あり、これは文右衛門の所持高を凌駕して

いる。その他入作が高橋村より一名、蜂ヶ谷村より三名いるが何れも一石前後である。山原村からみれば、村外の豪農への依存といつても村内に土地を集積している山梨と、そうではない柴田とでは、その比重が質的に異なる事は当然であろう。

全体的変化をみると、まず文右衛門（文化六年では勘右衛門）が寛政十二年には四九・九八六五石と六石余の集積をおこなっているが、文化六年には三六・二六八石となり持高そのものは減少している。しかし「勘右衛門賄分」として一四・三四〇石があり、これを加えると五〇・六〇八石となり五〇石を越える（ここでは賄分については所持石高には入れず表にした）。この賄分については明確にわからぬが、この間寛政三年（一七九二）に文右衛門が庄屋となつており、その後もその子供である勘右衛門が庄屋代となつてゐること、他方平四郎の所持地が寛政十二年に畑一・一七三石、田一〇・三一〇石の計一二・四八二三石、賄地一九・七七九石（これは六石余の増加）と全体は大幅に減少し、ついで文化六年には所持地四・五六五石となつてゐることに關係すると思われる。この点はのちに問題にしてみたい。

ついで注目すべきは天明四年から寛政十二年の間に家数

が九軒（約二六%）も減少していることである。この結果として寛政十二年に惣作地が六五・六三二九石と二倍以上の増加をみている。

寛政十年（一七九八）の願書によれば、庄屋文右衛門ほかの村役人から陣屋出役にたいしこの惣作地の惣百姓割当許可を求めていた。すなわち連々百姓困窮によつて、「潰百姓追々出来持地之分村方江差出し他所江罷出奉公稼等仕候ニ付自然与村賄地多相成」り、年貢諸役をつとめることができない。そのため

「年々村方ニ而足米仕御年貢皆済仕候処右弁納借用金ニ相成利済も相成兼候ニ付先年右之段御願奉申上候處御慈悲ヲ以御定免ニ被仰付……」

とあるごとく本百姓の維持も困難となり、年貢のために借金をしても利子支払もできないという悪循環となつてゐるのである。とくに寛政八年の「山崩大水」翌寛政九年の「水はれ荒地」などの災害によつて作人もないので一〇カ年間この土地の年貢は取下にして欲しいというのがこの願書の要旨である。

この点の傍証として年貢割付状の変化をみてみたい。

（前掲第12表）。寛政八年より十一年にかけて年貢高は低位

となり、この願書がだされた翌年の十一年には九〇石台を

わり、その後一二〇石に回復するまでには九年間かかっている。

これは吉川氏の土地集積にもマイナスとなった事情と共通していよう。一般に「惣作地」を生みだすような状況は、近世初期にあっては石高の集中をもたらさないのであり、「生産力の劣悪な状態或は自然的災害」によって後期にも全国各地で生ずるとされている。⁽²⁷⁾ また津田秀夫氏は寛政期に関東・東北地方において手余り地が発生することを指摘され、全国的にも農村人口が離散と出稼によつて減少し、これにたいし幕府は「荒廃した耕地にたいして、本百姓経営を復活させ、地代徵収に必要な農業経営を確保」するため率先して対策をなしたとされる。⁽²⁸⁾ そして右のような事態を生じている村落については、商品生産・流通の展開によつて農民層分解を生ぜしめるよりも、一部の農民のほかは貧窮化していく、「このような条件のもとでは労働力の欠乏」という現象が生じ、無主地が発生していく。それとともに、全く逆の現象として労働力の不足によつて一般的には地主手作経営の解体现象が見られ、地主小作関係が展開する。⁽²⁹⁾ とされている。

以上の指摘を参考にしつつ山原本のばあいを考えてみた

い。ここでは天明～寛政の時期にやはり、

(1) 潢百姓の増加にともなう無主地の増大をみ、

(2) それと同時に上層農民の土地集積も順調とはいえないままでも進行している。

という現象をしめしている。この現象は農民層分解ではなく、地主小作関係の進展も停滞的な貧窮分化の状態をしめす。しかしここで

(3) 平四郎の例にみられるごとき、村外地主の所持地喪失という側面も問題となろう。

つまり農民層の貧窮分化といい、また地主小作関係といつたばかり、この地域においては地主小作関係が再編成されてくるという村落構造の変質要因を考慮に入れねばならないのではなかろうか。それはまたこの地域における質地地主小作関係の質的変化の時期であるといふこともできよう。この点はすでに本章第一節において言及してきたことであった。すなわち、地主小作関係の強度といえようか、小作農民が土地にたいして一定の請求権をともなわないような関係の成立である。

山梨平四郎のばあいには、村落共同体の解体以前の段階で村外へ進出していくのであり、村落支配層との関係が深

い。したがつて解体しつつある共同体内部に食込んで成立したものとは言い難い。この期に成立していく地主はこれに比して対個人的な関係において質地関係をとりむすび、しかもその質地が広範に流地となるような条件の中で、作徳米の追及をおこなうという性格をもつ。

平四郎の所持地についてみれば、安永四年（一七七五）に一二石余の土地が売却されている。この田地主六名はいずれも村内の中上層農民であった。村落の維持にあたり村役人層が対外地主に担保として渡した土地であったといえよう。つまり平四郎の例は、村落支配層、中上層の農民の一部を没落させつつこの過程で間接的には中下層農民をも解体させていくという「役割」をはたした。これにたいしさしあたり自村内の小規模な質地関係から出発した吉川氏のばあいには、このような時期に地主として成長していくことにより右のごとき中上層農民の没落状況のなかで、彼等が担保として村外の地主に渡していた土地を請戻し、自己の賄地となし自らを村役人に上昇転化せしめたとみられるのである。⁽³⁰⁾

勘右衛門が庄屋代となつていた一九世紀初頭の村落の状

況を若干みておきたい。文化六年（一八〇九）の願書によると、勘右衛門をはじめとする村役人層から宮中役所（駿府の大久保陣屋）にたいし救米を要求している。その中で前年（文化五年）は虫付による不作にもかかわらず、用捨願が聞き届けられなかつたとしている。⁽³¹⁾その結果当春は困窮し種糓もなく「当春者男女凡三十人余も奉公仕候之趣」であり「食敷米種糓手当候者四五人ニ御座候」という状態であるから、当年より五年間は年貢米二六七俵余と定め、同時に救米一〇〇俵を払下げてもらいたいというものであつた。

また三月には、物成米残分の上納請求があつたが、去年は違作であつたから日延して欲しいとの要求をおこなつてゐる。

さらに文化七年（一八一〇）には上納金の件で知行地農民と領主との間に不穏な状態が生じたらしく、東六ヶ村（山原村、下野村、押切原村、押切新田村、瀬名川村、瀬名村）の村役人にたいし江戸出府が命ぜられた。これにたいし六ヶ村庄屋から連名で応じられぬ旨の返答書がだされていゝ。⁽³²⁾これによれば「高割金度差出シ御普請金上申候義も少しだり共冥加金として差上可申段」出役にも返答したし、

その他のことも格別出府する程のこともないから文通にて仰せつけて欲しいというものである。

文化十四年（一八一七）勘右衛門は改名して茂右衛門となり、次代勘右衛門が家督を相続した。吉川氏にたいする農民層の抵抗をつぎに検討したい。

二 天保期小前層の貧困化と村方「騒動」

吉川氏の所持高は文政十三年（一八三〇）に四〇・四一四六石であった〔高割合帳〕。その後天保に至り、村内の土地の經營は別家に任せたらしく、しかも天保七年には二四石余となっていた。しかし、これは「年貢割付帳」によって確認されるものだけであって、村外の分と、武士化した際の土地所有の存在形態については現在不明である。³³⁾

村内外への農民にたいする高利貸的貸付としては、特徴的なものとして米貸付がある。文化六年二月には、隣村八ヶ谷村佐右衛門に米二俵（四斗入）を「御田地仕付入用」として貸し、期限は九月まで利足は二割五分であった。³⁴⁾ 貸付金も相当の量にのぼっていた。まず村内の状況をみてみよう（第22表）。これでみると村内の農民のほとん

どが吉川氏と貸借関係をもっている。とくに直右衛門の三一両二分余、利兵衛の三七両余など年貢支払に差支えて貧困化を深めているとみてよいであろう。また書入、質入、買地などの記載されているものもある。それによれば質入よりも書入、買地の比重が大となっている。このことは即時、ないし短年季で担保となつた土地などが移動していく状態をしめしている。しかも田畠屋敷のみならず、毒桂木（油桐、桐水油用栽培植物）、竹藪、山地など担保となるものは全て書込まれていてよいであろう。しかも何も書かれていないものもあり、売却するものもない債務奴隸的存在的のものも含まれていた。

村外の農民にたいしても右の様な関係をみることができる。この年には下野村四三名、大内新田村五名、押切新田村四名、能嶋村・押切村・矢崎（小字）・足洗村一名があげられている。よつて吉川氏は大久保知行所村々を中心とした周辺農村の一金融機関として成長しつつあつたといえよう。

天保六年の「御年貢割付帳」をみると一〇石以上七名、一〇石以下二五名の合計三二名であり、この七名は地主として小作関係をもつていた〔辰御年貢差引帳〕による）。こ

れを表にしたのが第23表(A)(B)である。年次はぎれでいるが

大体の傾向は知れよう。吉川氏は一九名の農民と関係をもち、寄生的側面を強めている。(B)の(口)の自作のみは一人であつて他は(B)の(イ)、(ハ)の地主自作、(小作)自小作のいずれかに分類されてしまう。(ハ)をみると三人の地主と関係をもつものが最も多く七名である。したがつて平均三人の地主をもつ(小作)自小作人一八名がこの村の農民の存在形態としてもつとも中心的なものといえよう。このばあい五石以下の農民一八名は小作に重点をおいているか、ないしは小作のみ、屋敷のみの農民であつたとみてよいであろう。これと先の第22表の貸金の存在によつて、勘右衛門にたいする農民の不満が生じていることは容易に想像できる。「騒動」ののち天保八年十二月にこの間の返済不能分を書上げた「取替金滞取調帳」が残されているが、天保二年以前のものを含め天保八年には一〇名の小前についし金一六九両一分一朱、永一文八分五厘、夫食作米九八俵九升五合が記載されてい

る。

こうした状態のもとで村方「騒動」が発生したのであつた。原因は表面的には村方賄帳に不正があるとして、天保一年から農民層の全体を含めて勘右衛門に対決した。ここ

で吉川氏の記録によってその概略をみてみた。⁽³⁵⁾

天保二年正月に入り、甲府より大久保家中のものが金策に来ていたが、このとき村内の出入についても「右出入一条之義者何分ニも内済致し候義可然」として村方の組頭なども納得した。そして家中のものが甲府に引上げたのが廿八日であったが、その夜組頭常右衛門、惣右衛門、藤右衛門を先頭にして村中小前一同が勘右衛門宅に入りこんだところを引渡してもらいたいというものであつた。この時の要求は先に村預り金として一両二分の金子があつたがこれは元利共返済したはずであるから、村方帳箱を引渡してもらいたいというものであつた。そして朝まで酒をのみ居すわつたばかりか、廿九日に帳箱を郷藏にあずけると約束したにもかかわらず長屋門、土蔵などに石を投げつけられたとしている。

右のことから預り金が返済されている筈のものが帳簿上にのつていないことから問題が生じたようである。

さらに二月十三日の夜にも小前がおしあけ「先達申候預り金ハ如何かして相渡し可申候」として上りこみ、翌十四日には朝から昼まで、さらに廿六日、廿七日と押しかけている。廿七日には「組頭共長福寺江詰合小前寄合是迄之帳面相改候様子」であり、また、

「山林多分村方之者切取申候様子毒荘大古木林多分切

相願申候来十一日参り候積り」

「取申候村方之者此間中日々木出し申候様子」

「村中申合私方江者一切出入不仕村八分与申事若又吉

川宅江参り咄等仕候もの者村八分ト早速追払可申与

申事」

「私は迄立置申候松杉并雜木林共并細桐迄も切取盜候

之趣申候事」

として村八分の状態にし、山林などを切りとるよう申合われたとしている。

この間陣屋からは出役が来て調停をなし、また帳簿を調べた。しかし三月二日「組頭中并百姓代参り村方之者共昨夜各参り可申処拙者共先江罷越申候右金子相渡も不申候ハ村方之者共押詰可申」として圧力をかけた。そこで勘右衛門は一日夜は他家へ泊り、三日に陣屋へ出頭し「内々御咄申上」げ、翌四日に瀬名川村組頭久右衛門、杉山両所へ寄り事情を話し家に帰つた。六日に右の両名がきて村方と掛合い、八日には陣屋出役らも出立するので「吉川江利解被仰聞候扱人者之間内済致候様能々申聞せ申候」とし、

「一扱人中被申候義私共江挨拶無之曾根垣氏迄罷出候而者はる村方江附出入可致様被申候ニ付下拙もあやまり

とあり、扱人出役ともに手をやいでいる様子であった。また勘右衛門も「あやまり相願」わざるを得なくなつてきてゐる。十一日より中川（東太夫）、伊藤、杉山玄亀ら出役と、先の久右衛門、郷宿九太夫ら五名が山原村に逗留し対策をねつたが、吉川からは小前にたいし米壹俵宛を貸し、返済しない条件ならば差引勘定にしておく、もし返済するならそのようにして欲しいとの要求があつた。これにたいして小前側からは「米ハ外ニ而茂借用いたし候米ハ入不申候」と返答している。このことから山原村の農民達に貨幣支出が相当増大していることが予想できよう。

そこで吉川からは、金一五両を出せばどうかと扱人に提案したところ、杉山玄亀が五〇両位出すといわねば小前に伝えるわけにはいかないと答えたという。そして調停側もついに金一〇〇両も出さねば仲介はできぬとして十五日に引上げてしまつた。翌日再び組頭一同と小前が押しよせ「下拙も誠ニ大困リ入申候」と孤立した状態に追いやられている。さらに下男下女も暇をとつてしまい苗代もつくれないような事態が続いた。そこで石川村助郷帳元などからも金子を才覚し、廿一日瀬名川村の中川宅へいき、下野村

の玄龜宅へまわり長福寺に掛け合いにいったとしている。そして翌三月廿二日に済口証文がかわされたのであるが、これによると「尤吉川氏より小前方江少々申過候義も有之候得共今般納得熟談仕候」とあるように上述の記録とはいささか表現がことなつてゐる。

三カ月以上にわたるこのような「騒動」が生じたことは、先の文政期長崎村のばあいよりも対立が激しくなるような高利貸的支配が存在していたからであると思われる。

しかも長崎村の例と同じく一応村役人層を含みながら、しかもそれらをのり越えていこうとする方向がみられる。す

なわち、これ以後組頭の常右衛門が庄屋となり、さらに天保十年には別家源右衛門が庄屋になるが、小前層はこれら二名の庄屋にたいしても対決している。まず天保十五年（一八四四）六月には常右衛門の庄屋勤役中に不正があつた件について内済がなされている。これには庄屋代藤八ほか組頭二名、小前物代一名が名をつらねてゐる。また同年八月には吉川源右衛門の庄屋勤役中（天保十年～十四年）の村方賄についての一件が一応不正の筋はなかつたとして落着している。この時の連名は百姓代弥左衛門のほか本百姓八名の計九名であった。

以上一八世紀初頭における質地関係の展開をふまえつて、村落構造の変質、共同体的規制の解体をみ、成長していく地主村役人層とこれに対抗する農民層の動向をみてきた。しかしこれはいわば村落の内的条件ともいふべきものであつて、地域全体の構造をみるために、このような村落が、いかなる流通関係の上に組みこまれてゐるかを検討する必要があろう。次章以下でこの問題をとりあげてみたい。

（未完）

註

(1) 「御触書寛保集成」二六〇五、二六〇六。この点の評価は安良城氏前掲書四一頁。大石慎三郎氏の指摘（『日本經濟史大系』4）所収がある。

(2) 以下にとりあげる現清水市長崎、望月氏所蔵史料に登場する望月氏は、現在の所蔵者の本家にあたり、明治期後半に現所蔵者宅に移管された。

(3) この間の事情は明確でないが、前章第二節の一で使用した神戸氏所蔵史料によれば、一八世紀中期には青山斎宮の知行地として庵原郡西方村五八六・八六七石、有渡郡長崎村四一三・一三二石とあり寛文以降この二カ村が青山の所領であつたようである。

(4) これは証文による確認ができなかつた。しかも前記坪付帳にも記載されていないのであるが、同様の史料として寛政七年（一七九五）正月改の「高坪付覚帳」（同氏所蔵史料）に

のつており、一応最も早い時期のものと考えた。

(5) 宝曆一年に組頭五名のうちに名をつらねている（同氏所蔵史料）。

(6) この書加えの時期は残念ながら不詳であり、ここでは事實を指摘するにとどめておく。

(7) 津田秀夫氏は村落共同体の解体の進行と、地主小作関係の変質の問題をとりあげられ、共同体の解体の条件のもとでの

「第一次名田小作」の段階での「第二次村方地主」の土地集積の拡大を指摘されている「封建社会解体過程と地主制の展開」（日本地主制史研究）一二二頁）による。

(8) 地主は「領主層に対する御用貸の能力を持つとともに、農民への貸付業者である」（津田氏前掲論文二一四頁）といふ面をもつのであるが、この場合貨幣をどのように取得するかが問題となろう。幕末期には直接生産者の貨幣需要の増大があり、他方領主は財政窮乏によつて農村からも貨幣が吸收される（同上二五八頁）。ここに貨幣蓄積をなしてゐる富裕地主、商人の金融支配が存在する（同上同頁）。

(9) 竹内誠氏「幕府経済の変貌と金融政策の展開」（日本經濟

史大系』4、一八一、二〇八頁）。

(10) 竹内氏前掲書所収論文。二〇九頁の表「天保期における公金貸付の総高」以下これによる。

(11) 清水市長崎 望月氏所蔵史料 年未詳「為心得記置候事」による。

(12) 竹内氏前掲論文。前掲書二一八二一九頁。

(13) 寛政八年十二月八日願書 望月氏所蔵史料。貸付金の添人には、「右村々宿浅田屋清右衛門」とあり、駿府鍛冶町の人であり、郷宿をしている人物がでてくる。浅田屋は貸付金の斡旋のみならず、その転用なども行なつてゐた様である。時代は下るが、万延期の文書に、

「差入申一札之事

一金五拾両也

右者私儀商壳元手金に差支候に付御役所御貸附金其御町御名前にて御許借（御許借）被成下度御願申入候處御承知被下御恩御貸廻し金の内書面の通御許借（御許借）之上私度々御貸渡被下難有借用申処相違無御座候然る上は御年割通當四合丑迄五ヶ年の間年々無滞私方々御上納可仕候万一異變之義有之候はゞ証人之者引請御村へ御苦勞相掛け申間敷候然ば為後日相差入申処仍如件

万延亥（万延亥）年一月

借主浅田屋 清右衛門

郡中惣代
北安東村

証人 新兵衛

一〇年季で質入れとなり、文化十二年（一八一五）に上借証文を入れ、更に一〇年季となつてしたものであつた。この土地にはまだ請求権が残つてゐたわけである。

中宿町御役人衆中

とあり、興津宿中宿町の名義で貸付金の一部を流用している

のである（興津町公民館『興津町誌』下「一〇一頁所収」）。

(14) 平八別家平左衛門がいつ頃の分家であるか明確でないが、

寛政三年（一七九一）の証文に平八が名主喜兵衛より屋敷地を譲り受けており、それに「平左衛門殿分居屋敷」とあるの

でこの頃ではないだろうか。文政六年十二月の文書には「平八別家」と記されている。また平左衛門が名主として文書にあらわれるのは寛政十二年であり、それ以前は佐次右衛門が名主であった。

(15) 実はこの土地は文化十五年三月すでに平八より幸三郎に十

年季の質地証文が入つております、これには名主等が連印してい
る。

(16) 文政六年一月願書。また四ヶ村村役人の訴状にたいする同
年三月の返答書もほぼ同じ内容のものである。

(17) 以下文政六年三月二十四日「取替申一札之事」による。

(18) 勘兵衛は前名主であり、平八に田畠を質入している（前節
二参照）。この一石五斗地の田は、文化二年（一八〇五）に

(19) 文政九年十一月の願書による。
(20) 天保十三年十二月「為取替熟談一札之文」

(21) 註(20)と同文書による。以下同じ。

(22) 以上『寛政重修諸家譜』による。

(23) 『有渡郷土誌』四五頁。

(24) 天保十一年五月「反別仕分書上帳 下書」清水市山原 吉

(25) 川氏所蔵史料 以下同氏史料による。

(26) 『清水市史』中巻 五五頁。これは『二宮尊徳全集』から
の引用によるものらしいが、具体的な史料によつて証明する
ことは今のところ不可能である。

(27) 安永六年「年々要用書付留帳」記載「御物成米御藏払皆済
目録」による。

(28) 古島敏雄氏「成立期寄生地主制の性格」（明治維新と地主
制）一二二頁。

(29) 津田秀夫氏『日本經濟史論』上 所収論文一三七頁。

(30) 津田氏前掲論文。前掲書九六頁。
吉川氏の賄地について直接分析する史料が存在しなかつた
のであるが、村役人および上層農民の平四郎宛証文が吉川氏

に残されていることから判断した。

(31) これを年貢割付（前掲第12表参照）によつてみると、連年の引きが存在するが、文化六年には寛政七年ののちはじめて年貢が定免の線に割付けられている。しかし、翌年から再び減少していく。

(32) 文化七年八月「返答書」による。

(33) 別家源右衛門の所持石高は左のとおりである（「年貢割附帳」による）。

天保七年	二四・七一六六石
同 八年	（同右）
同 十年	三〇・四二六六石
同 十一年	三一・九五六六石
同 十二年	（同右）
同 十三年	（同右）
同 十四年	三五・四八九一石
弘化三年	四七・六二九九石
文久一年	四九・一二四六六石
同 二年	（同右）
同 三年	（同右）
元治二年	四八・九九七九六石
慶応二年	四六・六一九六六石

(34) 文化六年二月廿七日「借用申米証文之事」による。

(35) 「天保二年卯正月分改 出入一件覧」以下これによる。ここで勘右衛門としているのは隠居して茂右衛門となつていた先代勘右衛門のことである。

第15表 所蔵者別証文の変化 (各氏所蔵史料による)

年代	村名	伊佐布村	庵原原村	尾羽村	辻村	伊佐布村	山原村	島坂村	高橋村	長崎村	辻村	望月氏	長阪峰氏
	家名	乾	氏	草ヶ谷氏	牧田氏	長阪(光)氏	川端氏	吉川氏	水上氏	山梨氏			
1621	(元和7)~												
1631	(寛永8)~												
1641	(寛永18)~	1											
1651	(慶安4)~		7										
1661	(寛文8)~		3		2								
1671	(寛文11)~		15	{1}	2								
1681	(天和1)~		27	{3}	11	(2)							
1691	(元禄4)~	11	24	6	11								
1701	(元禄14)~		8	{1}	6	{3}							
1711	(正徳1)~		20	{4}	12	{1}							
1721	(享保6)~		19	6	7	(3)							
1731	(享保16)~		15	{4}	4	25							
1741	(寛保1)~		13	{3}	1	58	(8)	1	(1)		1	2	8
1751	(宝曆1)~		12	{7}		26	{1}	1	2		4	4	28(5)
1761	(宝曆11)~		13	{7}	3	3		2	(1)	5	{1}	30(4)	
1771	(明和8)~		9	{7}		9		12	(1)	10	1	7	9(1)
1781	(天明1)~		6	{2}	3	6		6	(1)	15	2	16	2(1)
1791	(寛政3)~				4	(1)	15	10	(4)	31	(4)	1	11
1801	(享和1)~				1	(1)	15	8	(3)	15	(4)	10	7(2)
1811	(文化8)~				1	(1)	28	(16)	44	(25)	24	(7)	13(2)
1821	(文化政4)~						15	(9)	18	(13)	25	(13)	9(1)
1831	(天保2)~						13	(6)	27	(21)	33	(18)	11(6)
1841	(天保12)~		1	(1)			2	5	(2)	15	(14)	18	7(3)
1851	(嘉永4)~						13	(10)	4	25	(2)	2	29(3)
1861	(文久1)~	1					1	{1}	14	(7)	14	(3)	6(7)
	(分類)						1	{1}	52	(44)	4	18	(12)

↑ A → B →

(註) 内はそのうちの借用証文(書入証文を含む)、残りは質入証文である。

第16表 長崎村高および酒井知行地高

	長崎村高（安永4年）	内 酒井知行地（安永7年）	石盛
高 合	413石 133合	343石 876合 8勾	
内田高	354. 047	289. 860. 4	
上田	120. 498	98. 652. 4	14
中田	136. 676	111. 897.	12
下田	96. 873	79. 311.	10
内畠高	59. 086	39. 271.	
上畠	32. 491	26. 110.	8
中畠	14. 180	10. 182.	7
下畠	5. 607	2. 979.	5
前々川欠引（畠方）	(3. 990)	(3. 523. 1)	
内屋敷	6. 697	5. 580.	10
見取新田	13.		
安永5年高入 新田		10. 642. 3	7

(清水市長崎 望月氏所蔵史料 安永4年7月「駿州有渡郡長崎村差出明細帳」)
 安永7年「駿河国有渡郡長崎村 高反別帳」による)

第17表 安永7年(1778)長崎村(酒井知行所)作付規模別構成

	戸 数	内入作	寺	残戸数 (内屋敷 地高請)	比 率	反 別	反 別	比 率
3町以上	3	1		2 (1)	%	7町55畝47歩 毛	町 畝 歩 毛	%
2 々	1			1 (1)	16.7	2. 16. 00. 95	6. 48. 16. 15	67.9
1 々	6		1	5 (5)		6. 76. 68. 20		
9反以上	1			1 (1)		92. 25.		
8 々	0			0 (0)				
7 々	1			1 (1)	12.5	72. 38. 80	4. 22. 11. 13	17.3
6 々	3			3 (2)		1. 98. 41. 03		
5 々	2	1		1 (1)		59. 06. 30		
4反以上	2			2 (1)		88. 37. 60		
3 々	3	2		1 (1)	20.8	30. 23.	3. 58. 26. 87	14.8
2 々	6	2		4 (3)		1. 12. 43. 10		
1 々	6	3		3 (2)		41. 18. 70		
1反以下	27	2	1	24 (1)	50.0	83. 97. 47		
合 計	61	11	2	48 (20)	100.0	24. 28. 54. 15	24. 28. 54. 15	100.0

(清水市長崎 望月氏所蔵史料 安永7年「駿河国有渡郡長崎村 高反別帳」による)
 (註) 反別並比率は入作・寺をのぞく

第18表 長崎村 望月氏の質入証文による移動の状況

	全件数	内、直接望月氏宛件数	高合	質入金額合	散田米合(註)	散田米石換算
1721～1730	1	1	1石408合6勺	3両2分朱 永文	4俵030合	1石630合
1731～1740	1	1	450.	1. 3.	(屋敷地)	
1741～1750	6	2	3. 220.	6. 1.	2. 050	850
1751～1760	6	4	2. 760.	14. 3.	9. 710	4. 310
1761～1770	10	3	186.	12. 2.	4. 290	1. 390
1771～1780	9	6	3. 370.	25. 2.	13. 020	5. 220
1781～1790	20	15	7. 794. 5	59. 1. 2 76	32. 190 (屋敷1)	12. 990
1791～1800	16	9	5. 569.	59. 1.	29. 140	11. 740
1801～1810	11	11	8. 098.	42. 0. 1	29. 270	11. 870
1811～1820	6	5	2. 560.	29. 0. 2 110	10. 370(屋敷1)	4. 370
1821～1830	3	3	3. 988.	32. 2. 2	18. 010	7. 210
	89	60	39. 404. 1		128. 380	51. 580

(清水市長崎 望月氏所蔵史料 「所持高反別坪附覚帳」・質入証文による)

(註) 全件数との差29件は、他の地主から編入せられたもので、質入時期不明につき省いた。

これらは、坪附覚帳と証文とを考え、両者符号せるもののみ記載したので、ややひかえめな数字である。

第19表 質入と流地との関係

質入年代	質入件数	流地年代										年期 不明
		1751 ~60	1761 ~70	1771 ~80	1781 ~90	1791 ~1800	1801 ~10	1811 ~20	1821 ~30	1831 ~40	1841 ~50	
1741～1750	2	1		1								
1751～1760	4	1	1				1					1
1761～1770	3			1	1							1
1771～1780	4				1	2						1
1781～1790	15					4	7	3	1			
1791～1800	9						3	3	2			1
1801～1810	11							2	6	1		2
1811～1820	4								1	1	1	1
1821～1830	3									3		
1831～1840	1										1	
合計	56	2	1	2	6	13	8	8	4	4	1	7

(清水市長崎 望月氏所蔵史料 「所持高反別坪附覚帳」・質地証文・上借証文による)

第20表の1 物成米蔵扱の状況（安永5年～天明2年）の1

	本口合	内払 廣原村 平四郎	廣原村 権左衛門	廣原村 彦左衛門
安永5年12月 (1776)	292俵 14503才	102俵 29578才	100俵 才	24俵
安永6年12月 (1777)	310 15927	100	同	
安永7年12月 (1778)	同	193	同	
安永8年12月 (1779)	同	150	104 27520	
安永9年12月 (1780)	312 15927	230	37	
天明1年12月 (1781)	同	272 11565		
天明2年12月 (1782)	283 15927	210		67

（註）安永6年「年々要用書付留帳」による。（清水市山原・吉川氏所蔵史料）
平四郎、権左衛門の項目には、「前年此年出金元利代米」とある。

第21表 山原本階層構成表

石 高 \ 年	(1) 天明4年 (1784)	(2) 寛政12年 (1800)	(3) 文化6年 (1809)	(4) 文政13年 (1830)
40~50石未満	1	1		1
30~40			2	1
20~30	1	1	1	
15~20	2	2	1	2
10~15	3	2	1	2
5~10	5	3	2	7
3~5	3	1	3	3
1~3	6	4	4	1
0~1	14	12	12	13
合 計	35	26	26	30
備 考	(内寺1)	(内寺1)	(内寺1)	(内寺1)

（清水市山原・吉川氏所蔵史料 (1)～(3)名寄帳 (4)「殿様御役替高割合帳」による）

第20表の2 物成米蔵払の状況の2

	払米(金納)	期日	相場(10両)	落札人	期日	相場(10両)	同残端米	期日	相場
	米 50俵	12月10日	23俵 8分 5厘		糯米 俵	俵 分厘			
安永 5年12月									
安永 6年12月	50 45	12. 10 12. 22	28. 6 28. 1		15 15	12. 10 12. 10	28. 1	1 1	5927 2827
安永 7年12月									
安永 8年12月	30 10	12. 15 12. 21	28. 5. 8 28. 4. 8	鰐屋清兵衛 土木夫町 十石衛門	15 15	12. 3 24. 6	24. 6	2 2	8407 28. 5. 8
安永 9年12月	30	12. 10	32. 9. 7		15	12. 10	27. 3. 8	1	5927
天明 1年12月									
天明 2年12月	「山原村江戸下」 12 6 1	39603 20873 10533	タ 7	川除入用	15 15	12.11 20. 4. 5	4362 4813	26. 6 立直段	

(註) 史料は1と同じ

第22表 天保2年(1831)卯貸金元利表(山原村分のみ) (天保3年「金銀取替覚」帳による)

事項 氏名	卯年元利			書入	買地	質入	備考
佐助	5両 0分 2朱	永メ97文	1分 3厘	毒荘木			
利右衛門	4. 3. 2	92.	4. 6	萩			
佐七	2. 0. 0	31.	5. 5	烟			
角左衛門	2. 1. 2	85.	1. 5				
仲右衛門	4. 2. 2	38.	5. 5	田地・毒荘山・竹藪	○		
直右衛門	31. 2. 0	24.		山林不残	○	○	小作
藤助	0. 2. 0	75.					
多吉	3. 3. 0	57.	6. 5	居屋敷			
幸七	2. 2. 2	106.	2. 0				
多平	1. 2. 2	100.					年貢残
平次郎	1. 0. 0	25.					
半左衛門	2. 2. 0	87.	5. 0	○			
文七	1. 1. 0				竹藪・烟		
清介	5. 3. 2	1. 600.			屋敷・烟不残・毒荘烟		
与八	0. 2. 0	75.					
源左衛門	3. 3. 2	49.		居屋敷・裏山・毒荘木			
弥左衛門	8. 0. 2	182.	1. 1	中屋敷		煙屋敷	
利兵衛	37. 0. 0	87.	5. 0				
牛藏	3. 0. 2						要助屋敷賄
安五郎	3. 0. 2	44.	8. 6				
おくま	4. 2. 2	34.	8. 0				
幸右衛門	1. 0. 2	51.	6. 0				屋敷分
作兵衛	1. 1. 0	150.					
平藏	2. 2. 2	106.	2. 5				
瀧平	1. 0. 2	480.					
清八	4. 1. 2	41.	4. 8				徳米で返す

(註) ○印はその旨記載あるも、具体的な内容不明のものである。

第23表 天保度階層表および地主小作関係表
(A)

石高	人 数
30石 ~ 40石	2
以上 未満	
20 ~ 30	1
15 ~ 20	1
10 ~ 15	3
5 ~ 10	7
3 ~ 5	2
1 ~ 3	8
0 ~ 1	8
合 計	32(内寺1)

(天保6年「御年貢割付帳」による。)

(B)

(イ)	地主層	氏名	関係小作人
地主自作	勘右衛門	19	
	長福寺	11	
	常右衛門	8	
	惣右衛門	4	
	藤右衛門	4	
	猪右衛門	4	
(ロ)	清五郎	1	
	合 計	51(重複あり)	
(ロ)	自 作	半左衛門	
(ハ)	自小作人	関係地主	1人 2人 3人 4人 5人 計
(小自作)	人数	3 3 7 4 1	18
(ニ)	小作のみ	2人	
(ホ)	土地なし	2人	

(天保3年「辰御年貢差引帳」による。)